申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども） ② 住所（郵便番号も） ③ 氏名（ふりがな） ④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも） ⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合） ※申し込みは1人（1組）1通です

大型ごみの収集は事前に申し込みが必要です

収集曜日は中央・豊平区＝木曜、北・東・西・手稲区＝水曜、白石・厚別・南区＝金曜、清田区＝月曜です。

申 収集曜日の2日（清田区は4日）前までに☎。

申込先 問 大型ごみ収集センター☎(281)8153

防災協会夜間普通救命講習

内 心肺蘇生法、応急手当て。

日 4月9日(水)、19日(土)18時～21時。

所 市民防災センター。

対 市内に居住か通勤する16歳以上の方各20人。

申 3月11日(火)から☎。先着

申込先 問 防災協会（白石区南郷通6北市民防災センター内）☎(861)1211

リユースプラザ催し

＜リサイクル自転車の抽選販売＞

日 公開抽選会＝毎月第2・4土曜11時。展示・申込＝抽選会前週の火曜～抽選会前日。

＜新生活応援フェア＞

内 机、ソファなどを格安販売。

日 3月1日(土)～30日(日)。

＜第3土曜日工作教室＞

内 段ボールでフォトスタンド。

日 3月15日(土)10時30分～12時、13時～14時30分。

対 小学生以上の方各10人。

申 当日会場へ直接。先着

＜ばくりっこコーナー＞

内 学用品などの不用品を交換。

日 3月21日(祝)、22日(土)、23日(日)、4月4日(金)、5日(土)、6日(日)10時～16時。

申込先 問 リユースプラザ（厚別区厚別東3の1）☎(375)1133、HP

生ごみ堆肥化セミナー

内 ①密閉式容器、②コンポスターを使った生ごみの堆肥化。

日所 4月14日(月)＝白石区民センター（白石区本郷通3北）、17日(木)＝清田区民センター（清田区清田1の2）、22日(火)＝西区民センター（西区琴似2の7）、24日(木)＝南区民センター（南区真駒内幸町2）、25日(金)＝中央区民センター（中央区南2西10）。いずれも①は10時～11時30分、②は13時30分～15時。

※①②の定 各回50人。

※①②の申 3月17日(月)から市コールセンター（1ジー）へ☎。先着

問 ごみ減量推進課☎(211)2928、HP

札幌版次世代住宅の建築費を補助

内 基準を満たした高断熱・高気密住宅の建築費を一部補助。

対 新築戸建て住宅着工前の方。

申 3月20日(木)から区役所、市役所7階住宅課で配布する申込書を、4月18日(金)まで。申請が予算額を超えた場合は抽選。

問 住宅課☎(211)2807

家屋の修繕を安心して頼むためのセミナー・相談会

内 ①外装（か）、②塗装（か）。

日 ①は3月30日(日)、②は4月12日(土)。いずれも13時30分～16時。

所 資料館（中央区大通西13）。

定 各50人。

申 ☎、FAX、E。上欄必要事項を記入し、①は3月23日(日)、②は4月5日(土)まで。抽選

申込先 問 市コールセンター（1ジー）☎(222)4894

地区計画の届け出を忘れずに

地区の特性に応じてまちづくりのルールを定める地区計画は、1月末現在149地区あります。地区の区域内で建物の新築・増改築や車庫、塀などを設置する場合は、工事の30日前までに届け出てください。

問 地域計画課☎(211)2545、届け出については建築安全推進課☎(211)2867、HP

税金

＜軽自動車税の申告＞

毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。取得した場合は15日以内に、廃車・売却した場合や転居した場合は30日以内に申告してください。なお、札幌地区軽自動車協会と札幌運輸支局は3月中旬以降、混雑しますので、早めの手続きをお願いします。

■軽自動車税の申告

車種	申告先
原動機付自転車	中央市税事務所軽自動車税係、市指定の原動機付自転車申告書受付事務取扱所
小型特殊自動車	中央市税事務所軽自動車税係
軽自動車	札幌地区軽自動車協会（北区新川5の20）
二輪の小型自動車	札幌運輸支局（東区北28東1）

問 中央市税事務所軽自動車税係☎(211)3076

■固定資産価格などをご覧になれます

いずれも本人確認ができるものをお持ちください。

＜縦覧帳簿の縦覧＞

固定資産税（土地・家屋）の納税者などは縦覧帳簿を縦覧し、自分の資産の価格が適正か他の資産と比較できます。

縦覧期間 4月1日(火)～30日(水)。

所 資産の所在する区を担当する市税事務所（左表）の固定資産税課。

＜課税台帳の閲覧＞

固定資産税の納税義務者・借地借家人（賃貸借契約書などで確認）は、自分の資産・借りている対象資産の課税台帳を閲覧できます（来年度分は4月1日(火)から）。

¥ 土地1筆、家屋1棟（区分所有家屋は専有部分1個）ごとに400円。納税義務者が名寄（なよせ）帳（ちょう）を閲覧する場合は無料。

問 市税事務所（左表）の固定資産税課

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号 市民税課	納税課	固定資産税課
中央区	中央（中央区北2東4サッポロファクトリー2条館）	211-3914	211-3913	211-3918
北・東区	北部（中央区北4西5アスティ45）	207-3914	207-3913	207-3918
白石・厚別区	東部（厚別区大谷地東2交通局庁舎）	802-3914	802-3913	802-3918
豊平・清田・南区	南部（豊平区平岸5の8イースト平岸）	824-3914	824-3913	824-3918
西・手稲区	西部（西区琴似3の1コトニ3・1ビル）	618-3914	618-3913	618-3918

＜消費税の転嫁や表示方法に関する相談受け付け＞

一般の方は消費者センター☎(211)2245、☎(728)2111、事業者の方は金融・経